

令和8年第4回日向市議会定例会

一 般 質 問 通 告 書

質 問 日		質問順位	議席番号	氏 名	会 派 ・ 政 党	ページ
9月7日 (月)	午前	1	14	三輪 邦彦	市 民 連 合	1
		2	4	小林 隆洋	市 政 会	8
	午後	3	9	三樹 喜久代	公 明 党 市 議 団	11
		4	17	高橋 由美	明 正 会	14
9月8日 (火)	午前	5	7	黒木 英和	市 政 会	18
		6	13	河野 ひとみ	日 本 共 産 党	22
	午後	7	3	成合 進也	市 政 会	24
		8	11	松葉 進一	結 い の 会	28
9月9日 (水)	午前	9	15	黒木 雅由	市 民 連 合	30
		10	5	壺岐 紘明	市 政 会	32
	午後	11	20	近藤 勝久	明 正 会	35
		12	18	黒木 克彦	明 正 会	38
9月10日 (木)	午前	13	8	黒木 健二	公 明 党 市 議 団	41

日向市議会議員 日高 和広 様

[14 番] 日向市議会議員 三輪 邦彦



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 1 番

内 容（具体的な質問事項）	答弁を求める者
武力紛争により緊張が続く中東情勢の影響や、円安を要因とする物価高騰が長期化している。また、令和 8 年熊本地震への被災地支援も加わるなど、内外ともに大変厳しい情勢である。そのような中で、日向市民の福祉向上と生活防衛のために日々尽力されている市長・行政と連携しながら、当局からは必ずしも提案されていない市政の重要な課題を、市民目線で提起したい。そのことで課題を共有し、解決の道筋を共に考えていきたいという立場から、以下の質問を行う。その際、日向市議会運営に関する申し合わせ決定事項である「一般質問は市政の大綱を正すこととし、議案質疑に属するものは自粛」ということを念頭に質問を行う。 1. 地方自治のさらなる充実・推進と※（1）二元代表制の関係について ～パートⅩ 「二元代表制」の視点で日向市の今と未来を行政と対話してきたが、今回で 10 度目となる。今回も、※（2）これまでの対話の到達点を踏まえた質問と関連する質問を通して、「二元代表制における議会と行政」のあり方を考えたい。そのような立場から以下の質問を行う。 （1）前回の 6 月議会では、市長の※（3）「日向市特別職報酬等審議会答申に関する調査特別委員長報告」に対する見解を求めた。その際、私は公務員の給与や労働者の最低賃金が毎年検討されるのと同様に、30 年間据え置かれている特別職の報酬についても定期的な検討が必要との意見を申し添えた。未曾有の物価高騰が続いていることも踏まえ、市長判断で再度審議会を開催し、報酬について議論すべきではないかと提案した。 市長は、特別職報酬の改定は、物価高騰などの社会情勢から市民の理解を得るのが難しく、現時点では見送ると判断したと述べた。市長は、議員報酬・定数に関して、議会が広報広聴を行うのを見て、市民の声を聞いた上で、速やかに判断したいとし、「やらない」「4 年に 1 回」と決めたわけではないと回答した。 一方、市長から答申内容の報告を受けた日向市議会では、「同審議会答申に関する調査特別委員会」を設置し、有識者として熊本大学の伊藤洋典	市長

教授をお招きするなど、3回の会議を通じて積極的に議論を行った。その結果、今年3月定例会の最終日に、特別委員会委員長を務められた小林隆洋副議長から、「議会としては受け入れ難い」との委員長報告がなされた。委員長報告では、議会の総意として、「議会報告会の開催や市民アンケート調査の実施など、市民の声を聴く機会を設ける」として、この方針を具体化するため、議会改革特別委員会において4月以降協議を重ね、市民アンケート調査や議会報告会を実施して議会の広報広聴機能を果たすことにした。これらの議会の取組について、市長の見解を伺う。

- (2) 議員等の特別職も含め、その仕事・職責と日々の生活を両立・維持するための報酬・賃金について考えると、社会の賃金・所得水準は、※(4)春闘、最低賃金の審議会答申、人事院勧告、厚労省による毎年度の年金改定、政府による診療報酬や福祉系の報酬単価決定等を通じて見直されている。直近では、令和8年8月25日に「宮崎地方最低賃金審議会」が本県の最低賃金を62円引き上げ、10月から1,085円とするよう県労働局長に答申した。また、公務員賃金については、8月7日に人事院が国家公務員の給与を月額平均3.51%（1万5,056円）引き上げ、一時金を0.05月分引き上げて4.70月分とするよう国会と内閣に勧告した。そこで、下記のことを問う。

- ①「宮崎地方最低賃金審議会」が本県の最低賃金を62円引き上げ、10月から1,085円とする答申について、市長の見解を伺う。
- ②人事院勧告について市長の見解を伺う。

【言葉の説明】

※(1) 二代表制：憲法第93条第2項は、議事機関である議会及び執行機関である首長が、住民による直接投票で選ばれ、それぞれが対等に住民の意思を反映する仕組みであることを規定している。

※(2) これまでの対話の到達点：私の質問に対する行政の見解は以下のとおり。

(1) 議員報酬と二代表制：

- ①議会からの報告書を重く受け止め、社会経済情勢や財政状況を考慮し、市民の理解を得られるよう慎重に判断する。

- (2) 二代表制は、議会と首長が緊張感とバランスを保ち協働する重要な制度と認識。議会には政策提言がこれまで以上に求められている。

(3) 議会の機能と課題：

- ①市域の広域化により住民の意見把握が難しくなることを認識。議員には審議の充実と専門性の確保が求められる。
- ②対等な協働関係は費用や定数のみで決まるものではなく、議会が機能を実効的に果たせるかが重要。市として説明責任を果たし、情報提供に努める。

(4) 議会事務局の権限：

- ①議会事務局の人事・評価権については、より議会に軸足があるべきとの考えもあるが、市

長としての答弁は差し控える。議会の総意として市に申し入れをすることが重要。

(5) 情報格差と政策立案:

- ①市と議会の情報量の格差や、議会の政策立案能力の不備が課題。二代表制の理念に沿って課題共有を進める必要がある。

※(3)「日向市特別職報酬等審議会答申に関する調査特別委員長報告」: 議会は「日向市特別職報酬等審議会答申」答申(「議員定数を10人に半減し、報酬を月額60万円にすることが適当」との答申)を受け、特別委員会を設置し、慎重な審議(合計3回)を行った。2026年3月23日、調査特別委員会は市長に対し「特別職報酬等審議会と今回の答申の位置づけ・妥当性に関して、『日向市の条例では、議員報酬、市長、副市長、教育長の給料を市長が条例として提出する際には、この審議会の議を経ることが定められている。したがって、報酬以外の事項を答申に盛り込むことは、条例の範囲を逸脱しており、越権行為と言える。一般職の給料が人事委員会の勧告に基づき決定されるのと同様に、人事委員会に相当する機関が当該審議会である。人事委員会が職員数の増減に言及しないように、当該審議会も議員定数に関与すべきではない。』」(第1回調査特別委員会: 熊本大学人文社会科学研究部教授の伊藤洋典氏)という立場から「今回の答申は、日向市特別職報酬等審議会条例第1条に定める「市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議する」という設置目的を逸脱していると判断いたしました。とりわけ、議員定数を20人から10人に削減することを条件に、報酬額を60万円とすることが適当であるとした内容は不適切であり、受け入れがたいものであるとの結論に至りました。」と報告した。

※(4) 春闘・最低賃金の審議会答申・人事院勧告・厚生省の毎年度の年金改定・政府による医療報酬や福祉系の報酬単価決定

- ①春闘: 毎年春に、労働組合が企業に対して、賃金の引き上げや労働条件の改善を求めて交渉する取り組みである。民間企業の賃金動向に大きな影響を与える。
- ②最低賃金の審議会答申: 労働者に最低限保障する賃金について、労働者・使用者・公益の代表が話し合い、最低賃金をいくらにするのが適当かを示すもの。これを踏まえて各都道府県の最低賃金が決まる。
- ③人事院勧告: 国家公務員の給与について、民間企業の給与などと比較して、給与を上げるか下げるかなどを人事院が国会と内閣に勧告する制度である。地方公務員の給与改定にも影響する。
- ④年金改定: 物価や現役世代の賃金の変化などを踏まえて、公的年金の支給額を毎年度見直す仕組みである。
- ⑤医療・福祉の報酬単価決定: 病院や介護・障害福祉などの事業所がサービスを提供した際に受け取る診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の単価を国が決めることである。そこで働く人の賃金や事業所の経営にも大きく関係する。

2. 日向市の子どもと教育、そして教職員について～パートV

「教育機会確保法施行※(1)」からまもなく10年、すべての子どもの「学ぶ権利」を保障する不登校支援に特化して

市長
教育長

2016年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる教育機会確保法が成立してから、まもなく10年となる。法律が大きく転換した考え方の一つは、不登校を単純に「学校に戻さなければならない問題」と捉えるのではなく、一人ひとりの子どもの状況に応じて、教育を受ける機会を確保していこうという考え方であったと思う。

しかし、この10年間を振り返ると、不登校の子どもたちは減少するどころか、全国的には大幅に増加している。今回、この質問をするに当たり教育機会確保法成立10年を検証した教育関係の資料を私なりに研究した。

そこでは、学校内での支援だけでなく、「校内教育支援センター(※2)」、「フリースクール(※3)」など学校外の学び、家庭の経済的負担、子ども本人の意思、さらには「学校そのものをどう変えていくのか」という問題まで提起されている。特に重要だと感じたのは、「学校に行けない子どもをどこで受け止めるのか」という問題だけではなく、「なぜ、これほど多くの子どもたちが学校に行けなくなっているのか」というところまで踏み込んで考える必要があるということである。そこで、教育機会確保法成立10年という節目にあたり、日向市における不登校支援について、6つの視点から伺いたい。

(1) 教育機会確保法成立10年を日向市としてどう検証するのか

まず、教育長に基本的な認識を伺いたい。教育機会確保法が成立して10年になる。この間、不登校については「問題行動」として捉えるのではなく、子どもの状況によっては休養が必要であることや、学校以外の場所における多様な学習活動も重要であるという考え方が広がってきた。

一方、この10年間で不登校児童生徒は全国的に増加している。

- ①教育機会確保法成立から10年を迎え、日向市教育委員会は、この10年間の不登校支援をどのように評価しているのか、伺う。
- ②日向市における過去10年間の小中学校の不登校児童生徒数と、その割合がどのように推移してきたのか、伺う。
- ③現在、不登校児童生徒のうち、学校内外の専門的な相談・指導や支援につながっていない子どもがどの程度いるのか、伺う。

(2) 学校の中に「安心して過ごせる場所」を保障することについて

最近「校内教育支援センターは教育機会確保の場になっているのか」という問題が提起されている。教室に入ることは難しくても、学校そのものには行けるといふ子どもは少なくない。そうした子どもにとって、教室以外に安心して過ごせる場所が学校の中にあることは非常に重要である。

- ①日向市内の小中学校で、教室に入りづらい児童生徒が利用できる別室や校内教育支援センター等は、現在どの程度設置されているのか、伺う。
- ②私は、単に「空き教室を用意しました」というだけでは、本当の意味での居場所にはならないと思う。大切なのは、「そこへ行けば自分を受け止めてくれる大人がいる」ということである。

そこには専任、あるいは継続的に子どもに関われる職員が配置されているの

か、伺う。

③すべての小中学校に、教室以外にも安心して過ごし、必要に応じて学習できる場所と、それを支える人的配置を整備していく考えはないか、伺う。

(3) フリースクール利用の経済的負担と教育格差について

ここで、ぜひ市長にも伺いたい問題がある。それは経済的負担である。多くの実例や実践分析、研究等では、教育機会の問題を子どもの貧困との関係からも検討している。学校に通っている子どもには公教育が保障されている。ところが、学校に行けなくなり、フリースクール等を利用すると、家庭によっては利用料や交通費などの負担が発生する。私はここに大きな課題があると思う。

①家庭の経済状況によって、「フリースクールに行ける子ども」と「行きたくても行けない子ども」が生まれるのであれば、それは教育機会の格差ではないか。「学校に行けない」というだけで、その子どもの教育を保障するために家庭が新たな費用を負担しなければならない状況について、市長及び教育長はどのように考えているのか、伺う。

②日向市独自に、フリースクール等を利用する家庭への利用料や交通費等の助成制度を検討する考えはあるのか、伺う。まず利用実態や家庭負担について調査し、保護者や子ども本人、フリースクール運営者等から意見を聞いたうえで、日向市として経済的支援の必要性を検討していただきたいと思うが、いかがか。

(4) フリースクールなど「学校外の学び」を教育政策として位置づけることについて

教育機会確保法の重要な意味の一つは、学校以外の場所における学習活動に目を向けたことである。他の自治体でも学校外の学び場の実態について検討されている。日向市や近隣地域にも、学校に行くことが難しくなった子どもたちを受け入れているフリースクールや民間の居場所がある。

①教育委員会は現在、市内及び近隣のフリースクール等に通っている日向市の児童生徒について、人数や利用状況をどの程度把握しているのか、伺う。

②学校とフリースクール等との情報共有や連携について、どのような仕組みを設けているのか、あるいは、今後どのように進めていくのか、伺う。

(5) 「子どもの意思」を不登校支援の中心に置くことについて

私は不登校支援において非常に大切なことは、「大人が子どもの進路を決める」のではなく、「子ども本人の声を聴く」ことだと思う。学校に戻りたい子どももいる。別室なら学校に行ける子どももいる。フリースクールで学びたい子どももいる。しばらく休みたい子どももいる。一人ひとり異なる。子どもにとって、「今日は学校に行けない」「教室には入りたくない」「この場所なら行ける」という意思表示そのものが、とても大切な SOS である場合がある。

①日向市の不登校支援において、支援方針を決める際、子ども本人の意見や希望をどのように確認し、支援に反映しているのか、伺う。

②学校、保護者、教育委員会が考える「子どものため」と、子ども本人が望んでいることが異なった場合、本人の意思をどのように尊重しているのか、伺う。

③大人が考えた支援計画に子どもを合わせるのではなく、子どもの声から支援を組み立てる。このことを日向市の不登校支援の基本原則として、より明確に位置づけていただきたいと思うが、教育長の見解を伺う。

(6) 不登校の「受け皿」だけでなく、学校そのものを変えることについて最後に、教育長に伺いたい。私はここが今回の質問で最も重要なところだと思っている。不登校が増えれば、教育支援センターを増やす。別室をつくる。フリースクールと連携する。もちろん、いずれも必要である。しかし、それだけでは、「学校に行けなくなった後の支援」ととどまる。教育機会確保法から10年が経過した今、もう一歩踏み込んで、「なぜ学校に行くことが苦しくなる子どもがこれほど増えているのか」を考えなければならないのではないか。

①日向市教育委員会は、不登校の増加について、子ども本人や家庭だけの問題としてではなく、学校生活、人間関係、学習上の困難、集団生活への負担、学校のルール、教職員の多忙化など、学校側の環境との関係について、どのような分析を行っているのか、伺う。

②不登校の子どもが増えているとき、「どうすれば学校に戻せるか」だけを考えるのではなく、「子どもたちは、学校の何に苦しんでいるのか」と問い直す必要がある。そのためには、行政や学校関係者だけで検討するのではなく、実際に不登校を経験した子どもや保護者の声を聞くことが重要である。そこで提案したい。

不登校になった子どもを支援するだけでなく、「不登校にならなくてもよい学校」をつくるという視点から、学校そのものを見直していく考えはないのか、伺う。

③日向市として、不登校経験のある子ども・若者、保護者、学校関係者、フリースクール等の民間支援者による意見交換・実態把握の場を設けてはいかがか、伺う。そして、その声を今後の日向市の不登校支援と学校づくりに反映していただきたいと思う。

教育機会確保法が成立して10年。私は今こそ、不登校支援を、「学校に来られない子どもをどうするか」という問題から、「すべての子どもの学ぶ権利を、地域社会としてどう保障するか」という問題へと発展させる時期に来ていると思う。学校に行ける子も、教室には入れない子も、フリースクールで学ぶ子も、今はどこにも行くことができず家庭で過ごしている子も、同じ日向市の子どもである。どこにいるかによって、受けられる教育や支援に差があってはならないと思う。不登校になった子どものための「受け皿」を増やすだけでなく、子どもたちが「明日も行ってみよう」と思える学校をどうつくるのか。教育機会確保法10年

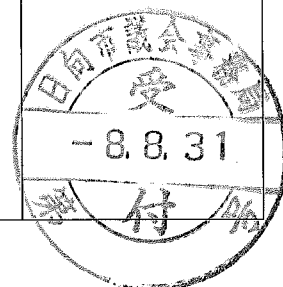
という節目を、日向市の教育を改めて子どもの側から見直す機会にさせていただきたいと思う。

【言葉の説明】

※（１）教育機会確保法：不登校の子どもを無理に学校へ戻すことだけを目指にするのではなく、一人ひとりの状況に応じて、学校以外も含めた多様な学びの機会を確保することを目的とした法律である。正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」で、2016年に成立した。ポイントは、「学校に行くこと」だけではなく、「子どもの学ぶ権利をどう保障するか」を大切にしていることである。

※（２）校内教育支援センター：学校には登校できるものの、教室に入りづらい子どもが、校内の別室などで安心して過ごし、自分のペースで学習や相談ができる場所である。

※（３）フリースクール：不登校などの子どもが、学校以外の場所で、一人ひとりの状況やペースに合わせて学習したり、人と交流したりできる民間の学び・居場所である。



日向市議会議員 日高 和広 様

[4 番] 日向市議会議員 小 林 隆 洋



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 2 番

内 容 （具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 日向サンパーク公園内における諸施設の今後について 旧日向サンパーク温泉施設は、開業以来、長年、市民の憩いの施設として親しまれ、多くの方々に利用されてきたが、経営面での課題に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延が引き金となり、令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止された。 その後、令和 5 年に民間企業による温泉再開を目指し、施設改修費等の一部を支援する補助金（令和 7 年度まで 7 千万円の債務負担行為）が設定されたものの、残念ながら施設を引き受ける企業はなかったところであり、令和 7 年 11 月の政策会議で再開は断念したとされている。 その後、「温泉施設に関する現地での市民説明会」が開催され、令和 8 年 2 月、3 月には「日向サンパークの未来を考える市民ワークショップ」が開催されるなど、今後の日向サンパーク公園のあり方について、市民とともに考える取り組みも進められてきた。 温泉施設は、単に入浴を楽しむための施設に留まらず、市民の健康増進や交流、仲間づくりを促す「居場所」でもあり、果たす役割は大きい。 本市は、県内外から多くのサーファーが訪れる地域であり、温泉施設の再開は、サーフィンをはじめとする観光・レジャーとの相乗効果を生み出し、移住定住の促進や交流人口の拡大、地域の活性化にもつながると思われる。市民も再開を待ち望んでいる。このことを踏まえ、以下を問う。併せて、他の施設の維持管理等についても伺う。 （1）市民があきらめきれないでいる旧温泉館の今後を問う。 ① 温泉施設の再開断念に至った具体的な根拠と、民間事業者 27 社が視察、4 社から問い合わせがあったものの事業化に至らなかった理由について、市はどのように分析・評価しているのか伺う。 ② 廃止後の維持管理と老朽化の進行をどう検証しているのか。また、将来活用する際に必要となる改修等について、どの程度の認識を持っているのか伺う。	市 長

③ 温泉施設を別用途で利用する場合、「自然公園法上、用途的には1年から数年を要し、用途制限あり」とのことだが、具体的にどのような手続きと期間が必要なのか。また、県有地の土地利用については令和13年度末までとなっているが、温泉施設の再開を断念したことを踏まえ、今後の契約についてどのように対応するのか伺う。

- ④ 示されている3つの活用案（㊦更地化、㊧別用途での利用、㊨民間への貸借）について、それぞれの事業費、財政負担、実現可能性、活用開始までの期間等を比較検討しているのか。また、いつまでに方向性を決めるのか、併せて伺う。

（2）同公園内の旧温泉施設以外の施設の維持管理について

① コテージ4棟、ログハウス2棟、テニスコート、ドッグランについての利用状況はどうか。また、適正な維持管理が行われているのか。

② 草スキー場については、スキー場下部にある衝突防止クッションが相当傷んでいるが、利用者の安全確保の観点から改修・交換されないのか伺う。

（3）日向サンパークは、県の「南海トラフ地震に係る実施計画」で、「地域内輸送拠点」として位置付けられている。この防災上の重要な役割を、今後のサンパーク全体の整備・活用にどのように反映していく考えか。現在の日向サンパーク公園が、こうした防災上の役割を十分果たせる状態にあるのか伺う。

（4）同公園全体の将来像について

温泉施設再開を断念した一方で、市長は「日向サンパーク公園全体の活性化策を幅広く検討する」としている。

市長は、同公園全体を将来どのような公園として位置付けていく考えなのか伺う。

2. 耳川河口に堆積、また、近海域に流出して堆積する土砂等が地域の漁場環境と漁業者の安全操業に及ぼす影響について

耳川は、本市の豊かな自然や水産業を支える河川であるとともに、市民の飲料水源、立地企業の工業用水として重要な役割を果たしている。一方、森林施業や森林伐採、気候変動による集中豪雨等、複数の要因が考えられる中で、上流域から流下する砂利、土砂、木材等が河口部はもとより、近海底に堆積して浅くなり、漁船の航行にも支障を来している。

また、6月から10月にかけて濁りが取れない状況が続き、かつて繁茂していた珪藻類が減少しているとの漁業者の声もある。このことを踏まえ、以下を問う。

市 長

(1) 耳川河口及び近海域における土砂等の堆積状況について

- ① 河口や近海域にどの程度土砂・砂利・流木等が堆積しているのか問う。
- ② 水深が浅くなっている実態を把握しているか伺う。
- ③ 過去と比較してどう変化しているか伺う。

(2) 土砂や濁りが漁場環境及び漁業に及ぼす影響について

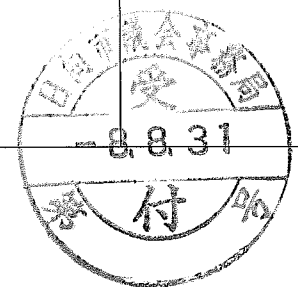
- ① 長期間の濁りで珪藻類などの変化をどう捉えているのか問う。
- ② 魚介類や漁場への影響はどうか伺う。
- ③ 漁業者からの相談・苦情について、窓口は開かれているのかどうか問う。

(3) 漁業者の航行安全及び生活への影響について

- ① 漁船の出港、帰港に及ぼす影響について問う。
- ② 河口や近海域の浅瀬による事故リスクについても伺う。
- ③ 漁業者の生計への影響についての実態調査及び今後の対策を問う。
- ④ 河口や近海域の計画的な浚渫等の必要性についても伺う。

(4) 土砂等の流出・堆積の要因と今後の対策について

河口から近海域までの環境や魚介類の生息状況について、国や県、関係機関と連携して継続的な調査を行い、その結果を公表・共有する必要性について、市の見解を伺う。



日向市議会議員 日高 和広 様

〔 9 番〕日向市議会議員 三樹 喜久代



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 3 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1 少子化・人口減少対策について (SDGs 目標 1.3.8) 日向市は第 3 期総合戦略で、「結婚・出産・子育て」を重点分野にしている。日向市では婚活事業を廃止したが、出生数を増やすためには、結婚・妊娠・出産・子育てを一体的に支援する必要があるのではないか。今後どのような対策を考えているのか、以下について問う。 （１）婚活事業を廃止したことについて、廃止した理由は何か。 （２）婚活事業だけで、出生数が大きく増減するという明確な根拠は乏しく、多くの自治体では効果の検証が課題となっているものの、婚姻数が減れば、将来的には出生数にも影響する可能性がある。 ①婚活事業廃止後、どのような代替支援を行っているのか。 ②少子化対策として、今後の出会いの支援をどのように考えているのか。 （３）結婚件数も出生数も長期的に減少傾向にある。日向市の出生数の推移は、住民基本台帳ベースでは、2000 年の 638 人から 2024 年の 306 人へ、約 52%減少している。特に 2024 年は前年の 380 人から 306 人へ、1 年間で 74 人減っている。2025 年の出生数は前年と比べてどうだったのか。 （４）全国では 2026 年の上半期（１～６月）の出生数が、前年同期を上回り 11 年ぶりに増加したとの報道があるが、日向市においては、今年上半期の出生数は前年同期と比較してどうだったのか。また出生数の増減をどのように分析しているのか。 （５）本市でも、出生数を増やすために結婚・妊娠・出産・子育てを一体的に支援する取り組みを行っているが、これらの政策が出生数の増加や、子育て世代の定住につながっているのか、市はどのように認識しているのか問う。	市 長
2 自治会（区）の経費負担の軽減について (SDGs 目標 3.11.16) 人口減少や高齢化、自治会（区）加入率の低下などにより、自治会（区）の財政運営は年々厳しくなっている。その中で、消防団に関する負担金や、自治会（区）	市 長

が管理する施設等の電気料など、自治会（区）が負担している経費が大きな負担となっている。そこで、本市の認識について、以下のとおり問う。

（１）日向市として、市内の自治会（区）が、消防団関係費、防犯灯の設置費用や電気料を年間どの程度負担しているのか、その実態を把握しているのか。

（２）消防団は地域住民の生命・財産を守る重要な公的防災組織であり、団員には条例に基づいての年額報酬や出動報酬が支給されている。日向市の消防団は市の消防団である。自治会（区）も地域防災を担っており、消防団活動を支えることの重要性は十分理解している。しかし、人口減少や高齢化によって、自治会自身の財政基盤が弱まっている中で、消防団に関わる経費を自治会（区）が負担し続けることについて、市はどのように認識しているのか。

（３）消防団に対する補助制度と自治会（区）の負担と２つの間に、どのような役割分担があるのか。自治会（区）の負担を軽減するため、消防団に関わる経費について市の負担割合をさらに増やす考えはないか。

（４）自治会（区）が担っている防災・防犯・地域活動は、市民の安全・安心を支える公共的な役割を持っている。にもかかわらず、電気料等の維持管理費を自治会（区）だけに負担させることには限界がある。自治会の電気料負担を軽減する新たな支援制度を創設する考えはないか。

３ こども家庭庁も求めている５歳児健診の実施について

(SDGs 目標 3. 4. 16)

宮崎県がまとめた令和 6 年 12 月 20 日現在の 5 歳児健診実施の状況では、26 市町村のうち、「すでに実施している」が 4 市町村、「今後実施予定あり」が 6 市町村、「検討中」が 10 市町村、「今後実施予定なし」が 6 市町村となっている。

現在は国が 5 歳児健診を推進しており、こども家庭庁は令和 10 年度までに実施率 100%を目指している。5 歳児健診の実施に向けた取り組みについて問う。

（１）宮崎県内では 5 歳児健診を実施する自治体が増えている中、5 歳児健診は、発達上の課題を早期に発見し、就学前から必要な支援につなげる重要な健診である。日向市として、実施する考えはあるのか。

（２）令和 7 年 6 月定例会で、「医師や、保健師等の検診スタッフの人材確保や専門機関との協力体制が不可欠になることから、現時点の実現は難しい状況である。」と答弁しているが、現在の体制整備はどの段階にあるのか。

（３）実施に向けてどのような課題が残されているのか。どうすれば実施できるのか。

４ がん患者へのウィッグや乳房補整具等の購入助成（アピアランスケア支援）について

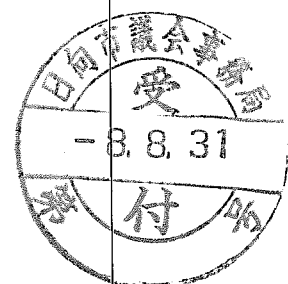
(SDGs 目標 3. 8. 16)

宮崎県の公式ページに掲載されているアピアランスケア支援の実施自治体は、都城市・延岡市・小林市・えびの市・三股町・国富町・門川町・高千穂町・日之影町で実施している。本市は令和 7 年 9 月定例会で、宮崎県に対して、支援事業

市 長
教 育 長

市 長

の助成を要望しているとの答弁があった。県内多くの自治体で実施されているが、日向市としても、がん患者の治療と社会生活の両立を支援するため、ウィッグや乳房補整具等の購入の補助を早急に実施すべきでないかと考えるがどうか。



日向市議会議長 日高 和広 様

[17 番] 日向市議会議員 高橋 由美



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 4 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1. 日向市立東郷診療所の持続可能な経営と地域医療機能について 東郷地域は人口減少、高齢化が進む一方、医療機関へのアクセスが限られる地域でもあり、日向市立東郷診療所は、外来診療だけでなく、訪問診療、訪問看護、健診などを通して地域住民の暮らしを支える重要な公立医療機関である。 一方、近年は訪問看護利用件数の減少や一般会計からの多額の繰入れなど、経営上の課題も明らかとなっている。 市は現在、東郷診療所の経営計画の策定を進めており、外部有識者の意見を取り入れながら、令和 8 年内の策定を目指すとしている。 人口減少が続く地域において、公立診療所に単純な採算性のみを求めることは適切ではない一方、市民の理解を得ながら持続可能な地域医療を確保していくためには、公費負担の考え方や経営改善の目標を明確にする必要があると考える。 以上を踏まえ、次の点について問う。 （1）現在策定中の経営計画において、外来患者数、訪問診療・訪問看護件数、健診受診者数、医業収益、一般会計繰入金など、具体的な数値目標や成果指標を設定する考えはあるか。 （2）一般会計からの繰入れについて、公立診療所として政策的に必要な負担と、経営改善によって縮減すべき負担をどのように整理し、市民に説明していく考えか。 （3）高齢化の進展に伴い、今後さらに需要が高まると考えられる訪問診療、訪問看護等の在宅医療について、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、民間医療機関等との連携をどのように強化し、東郷診療所の機能として位置づけていく考えか。 （4）経営計画策定後、計画を着実に実行するため、毎年度の進捗状況や経営指標を検証し、市民に分かりやすく公表する仕組みを設ける考えはあるか。	市 長

2. 台湾 EV バス製造企業の研究施設開設と今後の産業振興について

市長

台湾の EV（電気自動車）バス製造企業「成運汽車製造有限公司（マスター・トランスポートーション・バス・マニュファクチュアリング。以下、マスター社）」が、令和 8 年 9 月下旬までに日向市内に研究施設を開設し、EV バスの性能向上や自動運転技術等の研究開発を進める計画が発表された。

報道等によれば、同社は将来的には日向市内での EV バス製造についても検討しているとされており、また、細島港の存在についても、日本国内のみならず海外市場への展開を見据えた立地上の大きな魅力として評価している。

今回の進出は、本市にとって新たな産業の可能性を広げる重要な機会であるとする。一企業の研究施設開設にとどめることなく、今後の企業誘致や雇用、地域経済への波及につなげていく視点が必要であることから、以下について伺う。

(1) 研究施設開設の概要と日向市への進出経緯について

- ①今回、「マスター社」が日向市に研究施設を開設するに至った経緯について伺う。
- ②立地環境や細島港をはじめ、本市のどのような点が企業側から評価されたのか伺う。
- ③企業の情報管理への配慮を前提に、研究施設の開設時期、研究内容、人員体制など、現時点で市が把握している事業計画について、公表可能な範囲で伺う。

(2) 将来的な事業拡大と地域経済への波及について

- ①市は今後の事業拡大の可能性をどのように捉えているのか。
- ②市内での雇用創出や地元企業との取引、関連企業の進出など、地域経済への波及について、どのような効果を期待しているのか伺う。

(3) 細島港の優位性を生かした今後の企業誘致について

- ①市は、今回の進出において細島港の役割や立地上の優位性をどのように評価しているのか。
- ②この事例を今後の企業誘致に生かし、細島港を活用する企業や研究開発型企業※₁、成長分野の企業※₂などを戦略的に呼び込んでいく考えについて伺う。

(4) 研究施設開設後の企業との連携及び支援について

企業誘致は、進出が決定した時点で終わるものではなく、その後、地域に根付き、事業を継続・拡大してもらうことが重要であるとする。

- ①研究施設開設後、市は「マスター社」との関係をどのように構築し、企業活動を支援していく考えか。
- ②市内雇用や地元企業との取引・連携など、本市への具体的な波及につなげていくため、どのような取組を行っていく考えか伺う。

3. 文化芸術を次世代につなぐ本市の文化政策について

文化芸術は、市民の心の豊かさや生きがいを育むとともに、子どもたちの感性や創造性を育て、地域への愛着や誇りを醸成する重要な地域資源である。また、人の交流を生み、観光や地域経済の活性化にもつながる可能性を有している。

一方、本市においても、文化団体の高齢化や会員減少、後継者不足、活動経費の増加、子どもや若い世代が文化芸術に触れる機会の確保など、文化を将来へ継承していく上での課題が顕在化している。

日向市文化連盟に所属する各団体は、音楽、美術、舞踊、邦楽、民謡、書道、写真、伝統文化など、多様な分野において長年にわたり本市の文化芸術を支え、発表の場をつくり、次世代への継承に取り組んできた。

また、日向市文化交流センターの大規模改修が進められる今は、施設や設備を更新するだけでなく、これからの日向市において文化芸術をどのように育み、支え、次世代へ継承し、まちづくりへ生かしていくのかを改めて考える重要な機会である。

そこで、今後の本市の文化芸術政策について伺う。

(1) 文化交流センター大規模改修と文化拠点の在り方について

文化交流センターの大規模改修について、利用者や文化団体、舞台関係者等の意見を十分に反映しながら、幅広い世代が文化芸術に触れ、活動し、交流できる本市の文化拠点として、どのような考え方で整備していくのか伺う。

(2) 子どもたちの文化芸術体験について

家庭環境や居住地域等にかかわらず、すべての子どもたちが質の高い文化芸術に触れる機会を確保するため、学校教育と文化行政が連携した鑑賞・体験事業や、芸術家・文化団体によるアウトリーチ※³等を今後どのように充実していくのか伺う。

(3) 文化芸術の担い手育成と文化団体への支援について

これまで本市の文化芸術を支えてきた団体の活動を継続し、次世代へ文化を継承するとともに、若者や子ども、新たに文化活動に取り組む個人・団体を育成していくため、財政的支援を含め、今後どのような支援を講じていく考えか伺う。

(4) 文化団体が行う事業への支援の在り方について

文化団体は、公演、展覧会、大会、発表会、講習会など、それぞれの分野で市民が文化芸術に触れる機会を創出するとともに、本市の文化の保存・継承・普及に重要な役割を果たしている。

一方、会場費、舞台費、広報費、講師・出演者経費などの負担が増す中、団体の自主的な努力だけでは事業の継続が難しくなることも懸念される。

こうした文化団体を実施する公益性の高い文化事業について、本市としてどのように評価し、既存の補助制度の活用や新たな支援制度の創設を含め、継続的な支援を行っていく考えがあるか伺う。

(5) 文化芸術を生かしたまちづくりについて

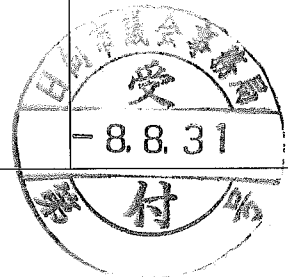
文化芸術を文化行政だけの分野として捉えるのではなく、観光、商工、教育、地域振興等と連携し、市外からの誘客や交流人口の拡大、地域内消費の促進など、まちづくりや地域経済の活性化につなげるため、本市として文化芸術を今後どのように位置づけ、活用していく考えか伺う。

【用語解説】

※1 研究開発型企业:新しい技術や製品、サービスの研究・開発を事業の重要な柱とする企業。また、専門人材の雇用創出や技術集積、地域企業との連携、新産業の創出につながる可能性がある企業。

※2 成長分野の企業:今後、市場の拡大や需要の増加が見込まれ、地域経済や雇用を牽引する可能性が高い分野で事業を行う企業。

※3 アウトリーチ:芸術家や文化団体が学校や地域、福祉施設などに出向き、鑑賞や体験の機会を届ける活動。特に行政の文化政策では、家庭環境や居住地域などにかかわらず、誰もが文化芸術に触れられる機会をつくる取組。



日向市議会議長 日高 和広 様

〔 7 番〕日向市議会議員 黒木 英和



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 5 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1. 日向市を本当に日本一のまちへ 「日本一」という言葉は、歯が浮くような死語になってしまったのだろうか。全国津々浦々、「日本一」の目標が氾濫しているが、その多くは達成されることもなく、当初の勢いを失ったフレーズと色褪せた看板が物悲しく佇んでいる。今では、誰かが「日本一」と声にすれば大ぼら吹きに見られ、誰かが「日本一」と書けば冷笑を受ける。左派は理想主義に振れすぎて、現実の「日本一」から遠い桃源郷に住処を構え、右派は現実主義と現場主義に振れすぎて、理想の「日本一」を語らなくなった。「日本一」の言葉は信用と魅力を失い、余程の極楽とんぼか私の辻立ちのぼり旗でもないかぎり、嬉々として使われることはない。あの有名な「日本一」の旗を掲げる桃太郎とお供のイヌ、サル、キジもさぞかし嘆いていることであろう。絶体絶命、「日本一」ここに極まれり。そこで極楽とんぼの私は、粉骨砕身して地に落ちた「日本一」をここ日向の地で復権させたいと願うものである。 では、「日本一のまち」とはどのような自治体だろうか。“ふるさと納税日本一”、“〇〇生産日本一”、これでは一側面しか表せていない。日向市全体、日向市民全員を考えたときにどうか。私の答えは明快である。日本一のまちとは日本一幸福度の高いまち。もちろん幸福の見方は個人、家族、社会それぞれの場合で異なるが、市民社会における幸福とは“不安のない生活をおくれること”と定義する。この不安は、物質的（金銭的）不安、身体的不安、社会的（孤立の）不安の 3 つに分けられ、これらの解消、克服は次のことを意味する。すなわち貧困層・社会的弱者の解消、裏を返せば市民全員が中間層、富裕層ということである。これですべてが繋がった。日本一のまち＝日本一幸福度の高いまち＝不安のない社会＝物質的不安・身体的不安・社会的不安の解消＝貧困層・社会的弱者の解消＝日向市民全員が中間層、富裕層、という一連の流れの等式が立ち現れる。 成立させるのが大変難しい等式であることを重々認識した上で、それでも重要視すべき政策がはっきりと眼前に見えてきた。それは「経済産業政策」と「社会福祉政策」であり、この 2 つに比する政策が「新図書館と連動した中心市街地の活性化策」である。“新図書館本体の出来栄えと、加えて中心市街地を巻き込んだまちづくり事業が、今後 50 年の日向市発展の命運を握っている”という私の主張は、ノスト	市 長

ラダムスの大予言よりずっと高い確率で当たるはずであるから、心の隅に留め置き願いたい。結論として、〈超人口減少社会〉真っ只中の日向市においては、ヒト・モノ・カネの限られた経営資源をこれら3つの最重要政策に集中すべきである。現在のところ、「経済産業政策」は着実に前進しているように見えるが、「社会福祉政策」はあらゆる福祉分野をカバー、横断する仕組みづくりが進んでいないように思われる。ここの取組みが今後の肝になってくるのではないだろうか。また中心市街地の活性化についても、優れた構想力、アイデアが絶対的に必要である。

ここまでつらつらと、日向市を日本一のまちにするための政治思想と方法論の核心部分を述べてきた。想いと論旨が伝わり共感してもらえれば、スキップして席に戻るつもりでいるがどうであろうか。さて最後に一言、ありとあらゆるどのような種類の政策も、その根幹に汗水流しながら粘り強く取組む職員の存在がなければ成立しないことを強調して以下を問う。

(1) 私にとって日本一のまちとは、前述の等式で示しているような、日本一幸福度の高いまちのことである。市長にとって日本一のまちとは、どのような状態にあるまちなのか伺う。

(2) 「経済産業政策」について、市長はこの分野に最も注力されているように推察する。まいた種がこれから結実するのを大いに期待しているが、より経済効果を高めるために、私が以前より推している地域経済循環分析(特に産業連関分析)を導入し、施策立案に活かしていったらいいか。

(3) 「社会福祉政策」については、経済産業政策に比べて市長の色がまだ十分にでていないように感じられる。

①現在の福祉分野における状況をどのように評価するか。

②これから本格的に展開していきたい政策、構想などがあればお示し願いたい。

(4) 「新図書館と連動した中心市街地の活性化策」について、中心市街地と新図書館と市役所が有機的に結びつくことにより、大きなまちの賑わいが創出されるものと期待している。最終的には本町、上町、原町等の商店街が活気を取り戻し、経済効果が生まれることをゴールとするべきだが、まずは中心市街地と新図書館に人を呼び込み、賑わいを創出することが第一である。この観点から以下を問う。

①現時点で実現できるかは別として、ワクワクする構想や希望が湧いてくる未来図は描かれているか。

②図書館を中心とする複合施設に人を呼び込むため、どのような方策を考えられているか。

③中心市街地に賑わいを創出するための方策についてはいかがか。

(5) 日本一のまちをつくるには日本一の市役所が必要である。私が市役所組織について何度も質問してきた理由は、市長の言葉をお借りするならば、〈職員ファースト〉

という考えからである。職員ファーストとは、職員が能力を発揮できる環境づくりを最優先にするものである。それにより市民に優れたサービスを提供することができ、市民からは高い評価を受け、感謝され、職員は仕事への自信と充足感を得られる。その経験が職員の実力をさらに向上させ、やりがいとなり、正のスパイラルを生み出す。市職員として何十年も働く以上、充実した公務員人生を送ることが、本人自身と一般市民と日向市にとって三方よしの WIN-WIN の関係をもたらすものと考ええる。そこで職員が能力を発揮できる環境づくりについて問う。

①職員のスキルアップの面について、どのような取組を進めているのか。

②労働環境の面の整備についてはいかがか。

2. 日本一の教育に向けて生成 AI と対決する

「神は死んだ」とフリードリヒ・ニーチェが神の死を宣言してから 150 年、いま新しい神が誕生したことに我々は気づき始めた。これは清濁、善悪併せ呑みこんだ、あるいは希望も絶望も圧倒的な力でもたらず創造神かつ破壊神である。その性格は物静かで完璧なまでに理知的で、誰にでも味方のようなふりをしている。だから人間は洗脳されやすい、騙されやすい。最終的に取り返しのつかない悲劇を人類にも個人の生涯にももたらさないことを願うばかりである。

生成 AI の登場により、人間の思考方法のとんでもない質的転換が知らず知らずのうちに進行している。これは誰も傷つけることなく、誰も怒らせることなくひっそり行われている分、よけいに質が悪く恐ろしい。結果、自ら考えることを放棄して、何でもかんでも生成 AI に聞き、自分の人生さえも生成 AI の指示に従う人間がこれから増えていくことが自明のように思われ、大変危機感を抱いている。

特に子どもたちが全面的に依存してしまうと、〈問い〉と〈答え〉のうち、〈答え〉はすっかり生成 AI だのみ、大人になる頃には“〈問い〉だけ人間”になってしまう。いや〈問い〉すら生成 AI に立ててもらい、“思考停止人間”が誕生する。その行き着く先は、多くの生成 AI 中毒者がふらふらしながら人生を彷徨っている世の中である。末恐ろしい。

子どもたちがこの時代を生き抜くために「AI 時代に必要な子ども教育」というテーマで以下を問う。参考として同じ質問をグーグルの生成 AI に投げつけて、1 秒で打ち返してきた答えを文末に記す。

(1) 「AI 時代に必要な教育」について、教育長の教育理念と教育論から導かれる考えを伺う。私の予想では、一番初めに「非認知能力の養成」と確信に満ちた表情で答えられるはずである。赤ペンを用意して答え合わせを楽しみに待ちたい。

(2) 近年、重要なキーワードとして頻出する「非認知能力」という言葉は、内在する意味を視覚的にも聴覚的にも十分に伝えきれていないと考える。「総合人間力」などと誰にでも分かりやすい表現に変更することを提案したいがいかがか。

(3) 本市はこれから英語教育に力を入れていこうとしているが、生成 AI の存在を

教育長

念頭に置くならば、同時に進めるべきは「自分で考える力」の養成ではないだろうか。教育長の認識を伺う。

(4)「自分で考える力」を養成するには“読書(優れた詩や小説)”を質と量の両面で推し進めることが必要であると考えがいかがか。生きた言葉に触れることで、「自分で考える力」の素となる感受性や語彙力を獲得できるのではないか。身近な例として、私は東郷地域から優秀な人材が多く輩出されていると感じているが、その理由は、子どもたちが学童期より一流の、第一級の文学に接していることが大きな要因であると考えている。

(5)人格の形成において、清濁併せ呑んだ AI に対抗できるのは、心清らかな善人を育む「道徳」ではなく、清濁併せ呑んだ「人間学」のように思われる。建前の「道徳」ではなく、本音の「人間学」の授業を行い、人と社会が不可避免的に有している良い部分と悪い部分、美しい面と醜い面、協調性と攻撃性、平等性と不平等性などの本質的な特性を教えることが大事ではないかと考えるがいかがか。

〈参考資料〉グーグル検索“AI 時代に必要な子ども教育” R8. 8. 17

～生成 AI の答え～

AI 時代の子ども教育では、知識の暗記ではなく、「AI を使いこなし、AI にできない領域で価値を生み出す力」を育てることが最重要です。生成 AI の普及により「調べる」「まとめる」といった作業は自動化されました。これからの子どもたちには、AI の提示する答えを鵜呑みにせず、自ら課題を見つける力が求められます。

●必要な5つの核心能力

- ・探究力(問いを立てる力)：正解のない問題に対し、自ら「なぜ？」と問いを立てて試行錯誤する力。
- ・批判的思考力(クリティカルシンキング)：AI の出した情報の真偽や偏りを見極め、正しく判断する力。
- ・創造性とイノベーション力：ゼロから新しいアイデアを生み出し、独自の価値を形にする力。
- ・デジタル・AI リテラシー：プログラミングの基礎や AI を安全かつ効果的に道具として使いこなす知識。
- ・非認知能力(協調性とやり抜く力)：他者と感情を通わせながらチームで働き、目標に向かって粘り強く取り組む力。

●求められる教育アプローチの転換

◇従来の教育(AI が代替可能な領域)⇔ ◇これからの教育(AI 時代に価値を持つ領域)

- ・正解のある知識の大量暗記⇔知識を組み合わせる答えを作る個別最適な探究学習
- ・教科ごとの孤立した学習⇔教科を横断して実社会の課題を解決するプロジェクト学習
- ・ペーパーテストによる一律評価⇔デジタルを活用し子どもの個性を伸ばす伴走型評価



日向市議会議員 日高 和広 様

[13 番] 日向市議会議員 河野 ひとみ



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 6 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 公共施設について 2026 年 8 月 20 日に全員協議会で「施設使用料の適正化」について、当局から説明がなされた。説明を聞いていると納得のいく内容ではなく、利用者負担前提の説明だったので、確認のため以下の点について問う。 (1) 公共施設は市民みんなのものと認識しているが、市として公共施設の考え方について、市長の見解を問う。 (2) 使用料の適正化といっているが、その影響は、自治会やまちづくり協議会、自主防災会、小・中学校 PTA、文化連盟、社会教育関係団体、社会福祉団体、スポーツ少年団、中学・高校（特別支援学校含む）部活動等、さまざまな団体に出てくると考える。施設使用料の見直しについて、各団体との話し合いはどのように行われてきたのか問う。	市長 教育長
2. 健康増進課の執務室の移動について 健康増進課の執務室が 1 階から 2 階へ移動したが、このことにはとても驚いた。健康増進課は、住民の病気予防や健康づくりの推進、特定健診など、市民との関わりも深く、私たちが健康で生活するための大切な業務を担っていると考え、以下の点を問う。 (1) 高齢者あんしん課やこども課・福祉課など、1 階フロアの各課とも連携している業務と考えるが、なぜ 2 階へ移動したのか問う。 (2) からだのことや病気予防や健康維持など、相談内容もデリケートなものであると考えるが、来られた市民の方が安心して相談できる環境は保障されているのか問う。 (3) 2 階フロアは、主に総合政策課、資産経営課、防災推進課、総務課など、業務内容が少々異なるように感じるが、健康増進課職員の働く環境は、必要な執務スペースや相談対応スペースを含め、適切な労働環境なのか問う。	市長

3. 松食い虫について

数年前から、防風林である松林において、松食い虫による被害が拡大している。私自身もお倉ヶ浜の松林を見るたびに松の木の状態は良いものではないと感じる。防潮・防風林として大切な役目がある松の木がどうになってしまうのか心配になる。日向市において、松食い虫の被害は深刻な問題と考えるが、以下の点について問う。

(1) 数年前から報告されている松食い虫の被害について、あまり良い状況ではないと考えるが、市内における被害の現状をどのように把握しているのか問う。また、防虫剤散布や伐倒など行っていると考えるが、効果は出ているのか問う。

(2) 松食い虫に強いマツの品種もある。市も植林などを行っているとと思うが、その効果について問う。

(3) 松林は、防潮・防風林としての役割が大きいと考えるが、被害状況によって危惧される防災機能の低下や景観への影響、倒木の危険性など、生活への影響について問う。

4. 教育について

教育委員会から「学校におけるカスタマーハラスメント対応指針」が公表されている。近年、全国的にも保護者や地域住民等からの攻撃的な言動、暴力、過剰な要求等、教職員の心身の負担や業務の妨げになっている事案があることも理解はしている。市は、コミュニティ・スクールなどを通じて、保護者や地域との連携を進める必要があることを踏まえて、以下の点について問う。

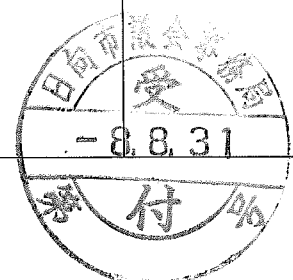
(1) 「学校におけるカスタマーハラスメント対応指針」は、保護者や地域の方に対してどのように周知をしていくのか問う。

(2) 本指針の公表により、本当に悩みを抱えている保護者や地域の方が学校に何も言えなくなる環境になるのではないかと懸念もある。そのような環境にならないためにどのように対応していくのか問う。

(3) 基本的なところにはなるが、お互いの信頼関係を築いていくには、対話をしていくことが大切なことと考える。現状、学校行事や保護者・地域とのつながりを形成する取り組みがどのように行われているのか。また、信頼関係の構築に向けた取り組みをどのように評価しているのか問う。

市長

市長
教育長



日向市議会議員 日高 和広 様

〔 3 番 〕 日向市議会議員 成 合 進 也



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 7 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 頼れる身寄りがない高齢者等への支援について 単身高齢者世帯の急増に伴い、頼れる親族がない、あるいは疎遠である身寄りがない高齢者等（※1）への支援は、本市におきましても喫緊の課題となっております。 これまで家族や親族が担ってきた日常の金銭管理や入院・入所時の身元保証、死亡後の事務手続きなどについて、家族だけに頼る支援には限界が来ており、社会全体で包括的に支える仕組みへの転換が強く求められています。 支援の現場におきましても、身元保証人がいないことによる入院・入所の停滞や死後事務の担い手不足、さらには高額な民間サービスをめぐるトラブルなど、課題は複雑化しております。 こうした中、本年（2026 年）6 月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。この社会福祉法の改正により、身寄りがない高齢者等に対する日常の金銭管理、入院・入所手続き、死後事務などを一体的に行う事業が第二種社会福祉事業として明確に位置付けられ、公布から 2 年以内の施行に向けて準備が進められることとなります。 本市におきましても、施行に向けた準備期間を見据え、公的な支援体制の構築を進める必要があると考え、以下について伺います。 （1）頼れる身寄りがない高齢者等の現状と支援の実態について ① 頼れる身近な親族がない高齢者、障がい者、生活困窮者等の現状について、市としての把握状況や近年の相談状況の動向について伺います。 ② 市民や支援関係者から寄せられる身寄りがない高齢者等に関する相談（入院・入所・住宅確保における身元保証や緊急時の対応、行政手続や金銭管理、社会的孤立、死後の事務手続、高額な民間サービスをめぐるトラブルなど）の実態について伺います。	市長

- ③ ②の相談に対し、現在どの支援機関がどのように対応しているのか、その対応状況について伺います。

(2) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援課題について

- ① 身元保証や死後事務などの「制度の狭間」にある支援について、現場の支援機関が背負っている精神的・実務的な負担や、法的・財政的リスクに対する市の認識を伺います。
- ② 既存の権利擁護制度（成年後見制度や日常生活自立支援事業等）では対応が困難な身元保証や死後事務などの多様なニーズに対し、現在の支援枠組みにおける限界や制度上の課題について、市の見解を伺います。

(3) 社会福祉法改正を踏まえた全庁的な相談支援体制の構築について

- ① 社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、既存の相談窓口や権利擁護の仕組みでは対応が難しい身元保証や死後事務等の課題に対し、既存制度の機能強化や運用の見直しをどのように進めていくのか伺います。
- ② 医療機関、介護施設、賃貸住宅事業者等において、身元保証人の不在を理由とした不当な受け入れ拒否や入居拒否を防止・解消するため、国が示す各種ガイドラインの周知・徹底をどのように進めていくのか伺います。
- ③ 身寄りがいない高齢者等への支援は、法律の改正を待つまでもなく、これまでも「制度の狭間」として支援現場が苦慮してきた本質的な課題であります。各種ガイドラインや法改正の趣旨を踏まえつつ、本市における全庁的な相談支援体制をどのように構築していくのか伺います。
- ④ 支援関係者や関係事業所が迷わず迅速に対応できるよう、本市における相談窓口や具体的な対応手順をまとめた「手引き（対応フロー）」を作成し、提示・周知する考えはあるか伺います。

(4) 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業について

- ① 第二種社会福祉事業として規定された「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（※2）」について、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人、医療関係機関、NPO、民間事業者等の参入が見込まれる中、本市として多様な主体の参入や事業展開をどのように促進し、地域の支援基盤を構築していくのか方針を伺います。
- ② 事業が効果的かつ健全に推進されるよう、市民への適切な周知・啓発や事業者への支援、さらには適正運営に向けた指導・監督など、本市（行政）が果たすべき役割と機能についてどのように認識されているか伺います。

- ③ 事業の持続可能な運営に向け、実施主体に対する適切な財政措置やバックアップ体制を含め、市として今後どのように取り組まれるのか伺います。
- ④ 事業の実施には高度な権利擁護や法的手続き等に対応できる人材が不可欠ですが、支援現場では慢性的な人材不足に加え、専門職の確保自体が極めて困難な状況にあります。事業の担い手となる人材の育成や専門職団体等との連携体制の構築にどのように取り組む方針か伺います。

(※1)「身寄りがいない高齢者等」

単身の高齢者・障がい者・生活困窮者等で、頼れる親族がおらず（または疎遠等で支援が得られず）、身元保証や金銭管理、権利擁護、死後事務等を担う関係者が不在の状態にある者。

(※2)「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」

頼れる親族や身寄りがいない高齢者・障がい者・生活困窮者等に対し、日常生活の「金銭管理」、病院や施設への「入院・入所手続きや身元保証支援」、賃貸住宅の「入居契約や居住支援」、死亡後の葬儀や納骨などの「死後事務」までを一体的に提供する事業。

2. 医療的ケア児者及びその家族への支援について

市長

医療技術の進歩に伴い、日常的に人工呼吸器の管理や、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要としながら在宅で暮らす子どもや障がい者(医療的ケア児者)が増加しています。在宅での医療的ケアは24時間365日休みなく続き、保護者の慢性的な睡眠不足や介護疲れ、離職リスクなど深刻な負担が課題となっています。

本年(2026年)7月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が改正され、題名も「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」へと改められました。この改正により、支援対象に18歳以上の医療的ケア者や重症心身障がい者が明確に位置づけられ、レスパイト支援の強化や地域格差是正に向けた自治体の責務が一層強化されました。

宮崎県内においても宮崎市や延岡市をはじめ、訪問看護ステーションを活用した「在宅レスパイト事業」を導入し、家族の自己負担ゼロ等で負担軽減を図る自治体が広がっています。こうした先進的な取り組みを進める自治体や改正法の趣旨を踏まえ、本市における切れ目のない支援体制の構築と「在宅レスパイト事業」の早期導入に向け、以下について伺います。

(1) 医療的ケア児者の現状と課題認識について

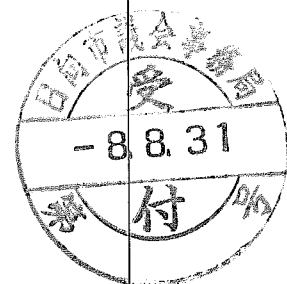
日常的な医療的ケアを必要とする医療的ケア児者（重症心身障がい者含む）の人数と、家族が直面している在宅介護上のリアルな課題（睡眠不足、介護負担、離職リスク、精神的な不安、社会的孤立等）に対する市の認識を伺います。

(2) 切れ目のない支援体制の創設に向けた方針について

児童期から成人期への移行期においても支援が途切れることなく、当事者や家族に寄り添う切れ目のない支援体制の構築に向けた市の方針を伺います。

(3) 在宅レスパイト事業の導入について

- ① 医療的ケア児者やその家族の負担軽減（レスパイト）及び就労・外出支援の観点から、訪問看護ステーション等を活用した「在宅レスパイト事業」の導入について市の見解を伺います。
- ② 事業の導入を検討する上で、地域の訪問看護ステーション等との連携が不可欠です。現在の市内の受け入れ体制や訪問看護人材の確保状況について、市の認識を伺います。
- ③ 事業を実際に形にしていくためには、市の積極的な関与やバックアップが不可欠と考えます。今後、関係機関との協議の場をどのように設けていくのか、市の具体的な方針を伺います。



日向市議会議員 日高 和広 様

〔 1 1 番 〕 日向市議会議員 松葉 進一



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 8 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 大災害への備えは万全か 本年7月28日、熊本地方を震源地とする最大震度7の大地震により、大規模な災害が発生した。被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を願いたいと思います。 本市においても、本年は、7月には県北平野部で震度4を観測した地震、また、日向灘を震源地とする震度1以上の地震は 11 回発生しており、南海トラフ巨大地震の予兆ではと思わざるを得ません。 (1) 熊本地震から見えてきた主な問題について以下を問う。 ①断水が、発災から約 4 週間(8 月27日現在)経った今も復旧していない地域があり、断水が猛暑のなかでの生活をさらに過酷なものとしている。地震などの大災害では、断水は避けられない状況下にある。 ア. 長期間の断水にならないための本市の断水対策を問う。 イ. 一般家庭にあると思われる「井戸」の断水時の活用について。 ②現実的に広がってきている避難活動である「車中泊」に対するガイドライン・マニュアル等を設定すべきでは。 ③避難所におけるトイレの対応は万全か。 ④避難所生活におけるプライバシーと生活空間の確保について。 (2) 地震災害の観点から以下を問う。 ①政府は首都直下地震の発生で火災防止策の一環として、感震ブレーカーの普及を目指すとしている。 住宅は私有財産のため、防火対策は「自助努力」が原則であり、感震ブレーカーの公的支援は厳しいと判断するが、前向きに検討出来ないか。 ②住宅用火災警報器は全住宅への設置が義務付けられている。現在の本市の設置率と今後の取り組みは。 ③これから本格的に台風シーズンを迎えるが、河川氾濫、大雨、土砂災害、	市長 教育長

高潮などの災害への心構えが必要とされるなか、特に土砂災害危険区域は平時の備えが不可欠と判断する。

ア. 市民自らの備えを高めるためにどのように取り組んでいるのか。

イ. 学校においては、どのような取組を進めているのか。

④未登記建物は、大規模災害が発生した際に所有者の確認に時間がかかったり、復旧の妨げになるといわれている(法務省)。

本市の実態はどうなっており、対応はどのように行われているか。

市長

2. 「のるーと日向」の現状と今後の展開は

「のるーと日向」の実証運行での利用者からのアンケートによると、「満足・やや満足」が圧倒的で本年度から市民の足として本格的にスタートした。

以下を問う。

- (1) 利用登録者数も増加していると推測されるが地区別の利用登録者の実態は。
- (2) 日曜日、祝日、年末年始を運休にした根拠は何か。
- (3) 時間帯による利用者の実態はどうなっているか。
- (4) 今後の展開をどのように考えているか。

3. 海水浴場の廃止

市長

夏場の憩いの場所でもあった小倉ヶ浜、金ヶ浜の海水浴場が廃止された。

以下を問う。

- (1) 地区住民と事前の話し合いもなかったと聞いているが、廃止とした理由は何か。
- (2) 廃止でなく休止とすることは検討しなかったのか。
- (3) 廃止になっても海水浴については規制をしない(地元新聞報道による)となっているが、万が一、サーファーとのトラブル(怪我等)が発生した場合の対応をどう考えているか。



日向市議会議長 日高 和広 様

[1 5 番] 日向市議会議員 黒木 雅由



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、
会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 9 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1. 屋外勤務職員の熱中症対策について 近年、夏季の気温上昇が著しく、猛暑が常態化する中、屋外で勤務する職員の熱中症リスクはこれまで以上に高まっています。職場における熱中症対策については、労働安全衛生規則第 617 条により、多量の発汗を伴う作業場では、事業者が塩及び飲料水を備えることが求められているほか、暑さ指数（WBGT）の活用、適切な休憩や身体冷却、体調不良者の早期把握など、熱中症の予防と重症化防止に向けた対策が求められています。 特に消防職員は、火災や救助現場において、防火衣やヘルメット、空気呼吸器などを装着し、高温環境下で活動することから、身体への負担は極めて大きいものがあります。また、本市には、ごみ処理、道路・公園・上下水道施設の維持管理など、夏季であっても屋外作業を避けることのできない業務があります。 職員の生命と健康を守ることが、任命権者及び事業者としての自治体の責務であり、個人の体調管理だけに委ねるのではなく、全庁的に対策を講じる必要があります。以上を踏まえ、次の点について伺います。 （1）屋外で勤務する職員の熱中症の発生状況やヒヤリハット事例をどのように把握しているのか伺います。 （2）WBGT 値の測定・活用、水分・塩分補給、休憩場所の確保、冷却用品の配備など、屋外勤務職員に対し、現在どのような熱中症対策を実施しているのか伺います。 （3）特に消防職員について、防火衣や空気呼吸器等を装着する高温環境下での活動に対し、隊員交代、休息、身体冷却、活動後の健康確認など、どのような対応を行っているのか伺います。 （4）熱中症対策について、労働安全衛生委員会等での検討状況を踏まえ、必要な予算措置を含め、職種によって差が生じることのない全庁的な対策をどのように進めていく考えか伺います。	市 長
2. 消防運営審議会の設置について 令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震では、熊本県宇城市や氷川町で最大震度 7 を観測し、多数の死傷者や建物被害が発生しました。また、緊急消防援助隊をはじめ、全国から消防部隊が被災地へ集結し、人命救助や消火活動、救急活動などに全力で当	市 長

たりました。今回の災害は、消防力の充実が地域住民の生命と財産を守る上で極めて重要であることを、改めて示したものと考えます。

本市においても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、日向市自らが被災自治体となる可能性がある一方で、緊急消防援助隊として県外の被災地へ迅速に出動する責務も担っています。そのため、平時から消防力の整備、人員確保、消防施設や車両の更新、大規模災害時の部隊運用などについて、中長期的な視点で継続的に検証する仕組みが必要ではないでしょうか。

全国では、大和市や海老名市などが条例に基づく消防運営審議会を設置し、消防力整備、人員配置、救急体制などについて、有識者や市民を交えながら審議を行い、消防行政の充実につなげています。消防運営審議会は、消防本部だけではなく、学識経験者、消防団、医療機関、地域住民など多様な視点を取り入れ、将来を見据えた消防行政の方向性を議論する場として有効な仕組みであると考えます。そこで伺います。

(1) 今回の熊本地震を踏まえ、本市の消防体制について、緊急消防援助隊としての活動も見据えた中長期的な検証が必要と考えるが、市としての考えを伺います。

(2) 消防力の整備計画、人員確保、消防施設整備、大規模災害への対応及び緊急消防援助隊の運用などを総合的に審議する消防運営審議会を、市長の附属機関として設置する考えはないか、見解を伺います。

3. 権現原浄水場更新事業について

権現原浄水場更新事業は、総事業費約 146 億円に及ぶ本市水道事業最大級の事業であり、老朽化した施設の更新と耐震化を進めることで、安全で安定した水道水を将来にわたり供給するための極めて重要な事業と捉えています。一方で、これほど大規模な投資である以上、市民負担をできる限り抑えながら事業を進める視点も欠かすことができません。

浄水場の更新事業については、国の水道施設整備費補助金をはじめ、耐震化や防災機能強化に係る交付金など、複数の支援制度が用意されており、耐震化や電気・機械設備の更新、非常用発電設備などが補助対象となる可能性があります。また、補助対象とならない部分については、企業債を活用し水道事業会計の中で、計画的に償還していくことになりますが、その負担は将来的な水道料金にも少なからず影響を及ぼすことが考えられます。以上を踏まえ、次の点について伺います。

(1) 権現原浄水場更新事業について、事業の概要と今後の整備スケジュールについて伺います。

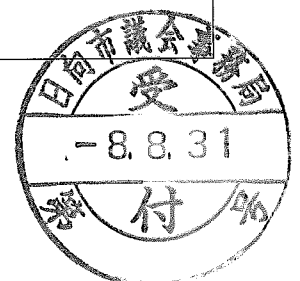
(2) 総事業費約 146 億円のうち、国庫補助の対象となる事業費及び現時点で想定している補助率、補助金額について伺います。

(3) 水道事業の財政負担をできる限り抑えるため、国の補助制度等を最大限活用することが重要と考えますが、補助対象事業の精査や事業手法を含め、財源確保に向けてどのような検討を行っているのか伺います。

(4) 本事業に伴う企業債の借入総額と償還計画をどのように見込んでいるのか伺います。

(5) 本事業に伴う将来的な水道料金への影響をどのように試算しているのか伺います。

市 長



日向市議会議長 日高 和広 様

[5 番] 日向市議会議員

壺岐 紘明



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 10 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1. 公共施設の使用料及び減免制度の見直しについて 本市では、公共施設の維持管理や受益者負担の適正化を踏まえ、使用料及び減免制度の見直しが進められています。 令和 8 年 3 月議会一般質問での議論を踏まえ、公共施設を利用する市民全体の問題として、使用料及び減免制度のあり方について伺います。 (1) 使用料の見直しについて 受益者負担の考え方と公共施設が果たす公共的な役割をどのように捉え、施設の特性や利用目的に応じた使用料の設定、段階的な改定や経過措置等を含め、今後どのように見直していくのか伺います。 (2) 減免制度のあり方について 活動の目的や公益性、利用者の状況等を踏まえ、一律的な基準ではなく、実情に応じた柔軟な減免制度が必要と考えるが、市としての認識を伺います。 (3) 市民活動への影響について ①使用料及び減免制度の見直しによって、スポーツ、文化、生涯学習など、市民や子どもたちの活動機会にどのような影響が生じると考えていますか。 ②見直し後の影響をどのように検証していくのか伺います。	市長 教育長
2. 学校体育館の空調整備と災害時の避難所機能について 近年の猛暑や自然災害の頻発を踏まえ、学校体育館の空調整備は、児童生徒の熱中症対策だけでなく、災害時の避難所環境の改善という観点からも重要です。 また、今後の学校再編を見据え、将来の学校配置と防災機能を踏まえた計画的な整備が必要と考えます。	市長 教育長

(1) 酷暑時における児童生徒の安全確保について ①空調設備のない体育館での体育授業や学校行事、部活動等について、現在、どのような熱中症対策を講じているのか伺います。 ②空調設備のない体育館での活動について、暑さ指数等を踏まえ、活動が困難となった場合の対応をどのように考えているのか伺います。 (2) 災害時の避難所機能について 猛暑時に災害が発生した場合、空調設備のない体育館での避難生活が困難となることも想定されますが、冷房設備のある教室等の活用を含め、避難者の健康や生活環境をどのように確保するのか伺います。 (3) 空調整備と国の支援制度について 学校体育館への空調整備について、国の補助制度や地方財政措置を活用した場合の整備費及び本市の財政負担をどの程度と見込んでおり、今後どのように整備を進めるのか伺います。 (4) 学校再編を踏まえた整備について 学校再編の方向性を踏まえ、避難所としての重要性、災害リスク、児童生徒数、施設の老朽度等を総合的に勘案し、学校体育館の空調整備の優先順位をどのように定めるのか伺います。 (5) 将来の学校施設を防災拠点として整備することについて 今後、新たに整備・統合される学校施設について、教育施設としてだけでなく地域の防災拠点・避難所として位置付け、空調設備を含めた避難環境を整備することも必要と考えるが、市長及び教育長の見解を伺います。	
3. 拡大する鳥獣被害への対策について 近年、本市において野生鳥獣による農作物被害が発生しており、特に塩見地区ではサルを目撃や農作物被害が確認されています。 今後の被害拡大も懸念されることから、これまでの対策を検証するとともに、市全体で情報を共有し、県や近隣市町村と連携した対策を進める必要があると考えます。 (1) 塩見地区におけるサル被害の現状と今後の見通しについて 塩見地区におけるサルを目撃状況及び農作物被害の現状と、今後の被害拡大の見通しについて、市の認識を伺います。 (2) これまでの対策と今後の取組について これまで実施してきた捕獲、追い払い、防護対策、地域住民への周知や講習会	市長

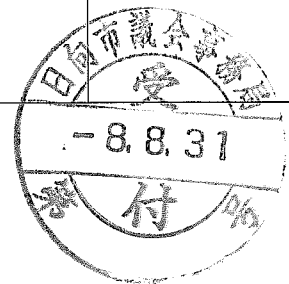
等の取組をどのように評価し、今後どのようにつなげていくのか伺います。

(3) 市全体での情報共有と地域間連携について

追い払いによってサルが他地域へ移動し、新たな被害を引き起こす可能性も踏まえ、日向市全体で目撃情報や被害情報を共有し、地域間で連携して対応する仕組みを構築する必要があると考えるが、市の認識を伺います。

(4) 隣接市町村との広域連携について

サルが市町村境を越えて移動することを踏まえ、県や隣接市町村等と目撃情報や被害状況、対策に関する情報を共有し、広域的な鳥獣被害対策を進めることも有効と考えるが、市の認識を伺います。





発言（一般質問） 通告書

令和8年第4回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

質問順位 11 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 学校教育の推進 日向市において学校教育は、「小中一貫教育、コミュニティスクール、キャリア教育」の三位一体で推進しています。第3次日向市総合計画では、課題として、発達の段階に応じたわかりやすく質の高い授業が必要とされていると位置づけています。施策の方向性として、社会的自立に必要な知識や技術、能力や態度を育成するキャリア教育の充実や地域の魅力に触れる「ふるさとの時間」を通じて、郷土愛の醸成を図るとあります。 また、地域と連携した学校づくり、小中学校のICT環境の充実を図り、児童生徒の資質の向上をはじめ情報リテラシーの育成を図るとある。教育委員会としても、児童生徒の認知能力・非認知能力を高めるための施策を展開していると推察いたします。それを踏まえて、下記の点についてお聞きします。 (1) 令和8年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」を受け、日向市の児童生徒の学力について、これまでの調査結果の推移を踏まえ教育委員会として現在どのような状況にあると認識しているのかお聞きします。 (2) 令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果概要では、今後の取組として、令和6年度に「授業力向上プロジェクト」を立ち上げ、教師の授業力向上と児童生徒の学力向上を目指し、中学校区単位での取組を進めているとされています。これらの取組について、単に実施しているということだけでは、その効果を判断することは難しいと考えます。令和8年度の「全国学力・学習状況調査」の結果やこれまでの推移を踏まえ、「授業力向上プロジェクト」が児童生徒の学力向上や授業改善にどの程度効果を上げていると教育委員会は評価しているのか。また、その効果を判断するための具体的な材料についてお示しください。 (3) 令和7年9月議会の答弁において、モバイル型Wi-Fiを導入し、10月初旬にはおおむねすべての学校で整備が完了するとの答弁がありました。令和8年度予算でもタブレット持ち帰りに伴うモバイル型Wi-Fi	市長 教育長

の貸出しが計上されています。これにより、児童生徒が家庭においてもタブレット端末を活用し、タブレットドリルなどに取り組む環境が整備されたものと認識しています。

①現在、児童生徒が家庭でタブレットドリル等をどの程度利活用しているのか、教育委員会としてどのように把握・評価しているのかお聞きします。

②学校によって ICT の活用状況や家庭でのタブレットドリルの利用状況に差があるのかお聞きします。

(4) ICT や AI を活用して、児童生徒一人ひとりの学習状況や学力の到達度を把握するとともに、それぞれの理解度に応じた学習内容や学習速度で学ぶことができる個別最適な学習環境を市内の小中学校に構築する考えはないのかお聞きします。

(5) これからの社会を生きていく子どもたちには、知識や学力といった認知能力だけではなく、主体性、協調性、粘り強く取り組む力、自ら考えて行動する力などの非認知能力を育てることも重要であると考えます。そこで、非認知能力を高めるために具体的にどのような取組を行っているのかお聞きします。

(6) グローバル社会に対応できる子どもたちを育む、日向市独自の特徴的な教育をどのように考えているのかお聞きします。

2. 持続可能な建設業の取組について

市長

令和5年12月議会において、建設業における働き方改革について質問し、週休二日の確保、工事関係書類の簡素化、さらには若年層が建設業に就業しやすい環境づくりについて、市の考えを伺いました。令和5年12月定例会以降、建設業を取り巻く環境も大きく変化しています。特に、建設業においても時間外労働の上限規制が適用されるなど、働き方改革は「これから取り組む課題」ではなく、「現場で実現していかなければならない課題」となっています。そこで、下記の点についてお聞きします。

(1) 令和5年12月議会での質問以降、建設業の働き方改革について、市としてどのような取組を進め、その成果や課題をどのように検証しているのか。市の基本的な認識をお聞きします。

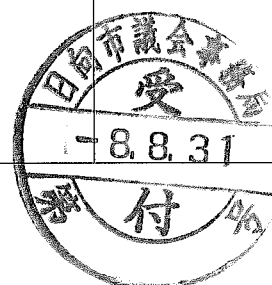
(2) 市が発注する工事における週休2日の確保についての実績とそれに対する評価について、どのように検証を行ったのかお聞きします。

(3) 今後、市発注工事における週休2日の確保をさらに定着させていくために、どのような取組を進めていくのか考えをお聞きします。

(4) 令和5年12月議会以降、工事関係書類や行政手続の簡素化・デジタル化について、市はどのような改善を行ってきたのかお聞きします。

(5) 現在の取組を踏まえ、工事関係書類及び行政手続について、今後さらに簡素化・デジタル化を進めていく考えがあるのかお聞きします。

- (6) 市の公共事業における契約価格等の設定にあたり、受注者が必要な経費を確保するとともに、適正な利益を確保し、将来の人材育成や設備投資につなげられる価格であることも重要であると考えますが、市の認識をお聞きします。
- (7) 建設業は、道路や河川、公共施設などの整備を担うだけでなく、災害時の応急対応など、市民生活を支える重要な役割を担っています。人口減少や担い手不足が進む中で、地域の建設業者が将来にわたって事業を継続できる環境をつくることは、行政にとっても重要な課題であると考えます。働き方改革、業務の効率化、若年層の担い手確保を一体的に進め、地域建設業を持続可能なものにしていくために、今後、市としてどのような役割を果たしていく考えなのか、市長の認識をお聞きします。
- (8) それらに対応する市職員の現場力を高めていくため、どのような人材育成や技術継承の取組を行っているのかお聞きします。





発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 12 番

内 容（具体的な質問事項）	答弁を求める者
1 農業構造転換集中対策と農業振興 日向市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、肥料、飼料、燃料、農業資材などの価格高騰が続くなど、依然として厳しい状況にあると考えます。食料品の価格が上昇する一方、生産資材等のコストも増加し、今年は米の価格が安くなるなど、農業を生業とする方々にとって、経営を維持することが難しい状況となっています。さらに、食料品に対する消費税の減税が議論される中、家計負担の軽減が期待される一方、農産物価格や農家の手取り、仕入れコストなど、農業経営への影響も注視する必要があります。こうした中、国では、農地の集積・集約化や担い手の確保、スマート農業の導入など、農業の構造転換に向けた施策が進められています。本市においても、国の施策を有効に活用し、生産性の向上や農業所得の確保、付加価値の創出やブランド化などを進め、将来にわたって持続可能な農業経営につなげることが重要であると考えます。そこで、以下の点について伺います。 （1）農業構造転換集中対策について 農業構造転換集中対策は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間、国が農業の構造転換を集中的に進めるための重要な政策であると考えますが、本市としてどのように位置付けているのか、見解を伺います。 （2）農業構造転換集中対策の展開について 農地の集積・集約化や担い手の確保、生産性の向上などが期待される一方、導入費用や人材不足などの課題も考えられます。本市として、期待される効果をどのように捉え、課題に対してどのように対応していくのか伺います。 （3）日向市における地域計画との連動について 日向市では、令和 7 年 3 月及び令和 8 年 3 月に地域計画を策定しています。この地域計画を農業構造転換集中対策とどのように連動させ、農地の集積・集約化や担い手の確保など、具体的な施策につなげてい	市 長

くのか伺います。

市 長

2 特定利用港湾を生かした細島港の将来像

細島港は、本市の産業・物流を支える重要な社会基盤であり、これまでも地域経済の発展に大きな役割を果たしてきました。近年、港湾機能の強化が進められる中、令和8年4月には「特定利用港湾」に位置付けられ、物流機能のさらなる強化に加え、自衛隊や海上保安庁との連携、災害時の対応力向上など、新たな役割も期待されています。さらに、港湾を取り巻く道路等のインフラ整備を進めることで、細島港の機能を背後地域や県北地域全体の産業振興につなげていくことが重要であると考えます。こうした機運の高まりを本市の将来の発展につなげるため、細島港をどのように位置付け、さらなる機能強化と利活用を進めていくのか、以下について伺います。

(1) 特定利用港湾を生かした産業・物流機能の強化について

特定利用港湾への位置付けを契機として、細島港の物流機能をさらに高め、貨物取扱量の増加や企業立地、地域産業の振興など、本市の経済発展にどのようにつなげていくのか、市の考えを伺います。

(2) 港湾機能と防災力の強化について

①港湾機能の強化に加え、18号岸壁を含めた施設整備を生かし、自衛隊や海上保安庁など関係機関との連携をどのように強化していくのか伺います。

②大規模災害時の緊急物資輸送や救援活動の拠点として、細島港の防災機能をどのように高めていくのか伺います。

(3) 細島港の機能強化を支える道路等のインフラ整備について

細島港の物流機能を最大限に発揮させるためには、港湾施設の整備と併せ、港と背後地域、主要幹線道路を結ぶ道路ネットワークの強化が重要であると考えます。今後の貨物量の増加や企業立地等を見据え、港湾と道路を一体的に捉えたインフラ整備について、市の見解を伺います。

3 南部地区の学校教育と学校のあり方について

市 長
教育長

南部地区の小中学校を取り巻く環境は、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に加え、通学時の安全確保やアクセス道路など、さまざまな課題があると考えます。一方、学校は地域コミュニティの核として重要な役割を担っています。将来を見据え、子どもたちの安全でより良い教育環境を確保するとともに、地域の実情に応じた学校のあり方を検討することが重要であると考え、以下について伺います。

(1) 南部地区の学校を取り巻く現状と課題について

南部地区における児童生徒数の推移や学校施設の老朽化、教育環境、学校運営上の課題に加え、学校と地域との関わりについて、市として

どのように現状を捉え、今後の教育環境と地域とのつながりをどのように確保していくのか伺います。

(2) 児童生徒の安全な通学を確保するための、通学路やアクセス道路について

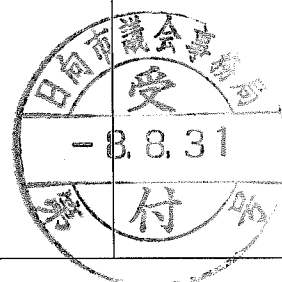
①歩道や道路幅員、交通安全対策などの現状と課題をどのように捉えているのか伺います。

②将来的な学校のあり方も見据え、必要な道路整備や安全対策をどのように進めていくのか伺います。

(3) 小中一貫教育・義務教育学校の可能性について

①児童生徒数の減少や地域の実情を踏まえ、小中一貫教育や義務教育学校を含め、南部地区における将来の学校のあり方について、市としてどのように検討していくのか伺います。

②今後の学校再編等を見据え、寺迫小学校や美々津中学校に加えて、休校中の田の原分校も含めた施設の利活用や跡地利用について、地域の意見をどのように反映しながら検討していくのか、併せて伺います。



日向市議会議長 日高 和広 様

〔 8 番 〕 日向市議会議員 黒木 健二



発言（一般質問） 通告書

令和 8 年第 4 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 13 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 「読書のまち・日向市」を目指して～ 日向市は、「出張ラボ・ラボ 新しい図書館を語る会」を複数回開催するなど、新しい図書館建設に向けて機運の高まりを見せている。そのような中、これからの日向市の教育を考える上で、「読書」を単なる学校教育の一分野として捉えるのではなく、地域づくりそのものにつなげていくことが重要だと考える。そこで、『読書を大切にするまち日向市』として政策に位置付け、学校教育だけではなく、子育て、福祉、文化、地域づくりを横断した読書政策を進める考えはないかという認識の下、以下の点について問う。 (1) 市長は、読書が市民の人生や地域社会に果たす役割について、どのように認識しているか伺う。 (2) 日向市は学力向上も大きな課題の一つとして掲げているが、読書と学力の関係を教育長はどのように捉えているか伺う。 (3) 平成 30 年度に策定された「第 2 次日向市子ども読書活動推進計画」は、令和 7 年度までの 8 年間を計画期間としていた。この 8 年間について、計画に掲げた目標がどこまで達成されたのか、家庭・地域・市立図書館それぞれについて、総括していただきたい。 (4) 学校については、毎年 6 月に読書活動の実態調査を行うこととされている。この 8 年間の調査結果から、子どもたちの読書時間、読書量、不読率などの変化をどう捉え、教育長としてどのような課題を感じているのか伺う。 (5) 8 年間の総括を、第 3 次計画に具体的にどう反映するのか。目標や基本政策など、現時点で発表できる内容があれば伺う。 (6) 子どもたちの読書離れが指摘される一方、地域には、豊富な経験や知識を持つ高齢者、読み聞かせなどの読書ボランティアグループなど、地域活動に熱心な	市長 教育長

方々がおられる。そこで、「学校図書室と地域を融合させる」という発想を提案したいと思う。学校図書室を、児童生徒だけが利用する場所ではなく、一定のルールの下で地域住民も利用できる、「地域の知の拠点」として開放しては如何か。

(7) 近年の夏はかなり気温が高くなり、猛暑日が何日も続き高齢者にとってはかなり厳しい夏となった。この猛暑は来年以降も続くと思われるが、夏期休業中（学校閉庁期間も含めて）の学校図書室を、地域の「クーリングシェルター」のような、地域住民の第3の居場所として活用する考えはないか伺う。

(8) 「読書」を日向市の人づくり・文化振興・子育て支援・地域づくりを横断する政策として位置付け、市民ぐるみの「読書の日」や「読書週間」、あるいは「1日10分読書運動」のような全市民的な取り組みを行い、「読書のまち・日向」という方向性を打ち出す考えはないか伺う。

2. 大規模災害時の避難所について

令和8年7月28日に発生した熊本地震では、発災直後約1万人の方が避難所に避難し、いまだに約2,400人の方が避難所生活を続けていると聞く。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合、日向市でも、多大な被害が出ると想定されている。特に日向市は揺れによる家屋倒壊だけではなく、津波による家屋流失の被害も想定されている。その場合、かなりの方が避難所生活を強いられることが考えられる。そこで、以下の点について問う。

(1) 猛暑の中での避難所生活は過酷なものになると想像されるが、指定避難所となっている学校の体育館の空調整備を急ぐ考えはないか伺う。

(2) 令和8年熊本地震では、様々な理由で指定避難所に行かず、車中泊をしている方も多数いたと聞く。今でもなお車中泊を続けている方々もおられるそうだ。日向市において、大規模災害時における車中泊に特化した避難所を創設・整備する考えはないか伺う。

3. 防衛省の訓練交付金について

令和7年度は、お倉ヶ浜で海上自衛隊のLCAC（エアクッション艇）によるビーチング訓練に対して2,900万円の訓練交付金が交付され、その実績は、市のホームページに報告されている。この制度は令和5年度から開始されたものであり、令和8年度は防衛省の「訓練交付金実施計画」では4,700万円とある。そこで、以下の点を問う。

(1) 本年度は4,700万円の交付金で、どのような事業を実施する予定なのか、具体的な計画を伺う。

(2) 国は避難所となる学校体育館等の空調整備について、補助率2分の1の空調設備整備臨時特例交付金を設けている。訓練交付金をこのような国の制度と組み合わせ、避難所となる学校体育館の空調整備に充てることはできないか伺う。

市長
教育長

市長

4. 日向市立地適正化計画について 日向市立地適正化計画は令和3年に公表され、本年度で6年目になる。これまでの検証と今後の計画について以下の点を問う。 (1) 平岩地区は、立地適正化計画において約 18.9 ヘクタールが『平岩地域生活拠点』として位置付けられている。それは南日向駅を中心に、商業、医療、福祉、公共施設などを集積・維持することが目的だったと理解しているが、令和3年の計画策定から約5年が経過した今、実際にどのような都市機能を誘導・維持してきたのか、その成果を伺う。 (2) 南日向駅を地域生活拠点の核と位置付けているが、令和3年度以降の利用者数の推移を把握しているのか伺う。 (3) 立地適正化計画には「南日向コミュニティセンターの利用促進」とあるが、どのように利用促進を図ってきたのか伺う。 (4) 人口減少・高齢化が続く中で、JA みやざき岩脇支店が移転してしまった。コンビニエンスストアも閉店するなど、地域活性どころか年々寂しくなっているのが実情である。これまでの平岩地域生活拠点の5年間を検証した上で、今後の立地適正化計画改訂において、平岩をどのような地域生活拠点として再構築する考えなのか伺う。 (5) 域内には、岩脇郵便局があるが、立地場所が国道10号に面しているにもかかわらず、駐車場も狭く大変危険な場所である。そのため、移転して欲しいとの住民の声もある。令和7年2月には、平岩区長会・平岩まちづくり協議会・平岩自治会の3者連名で要望書も提出されている。南日向コミュニティセンターを含む南日向駅一帯を、郵便局・地域交流・行政サービスを一体化した『地域生活拠点』として整備する考えはないか伺う。	市長 教育長
---	-------------------

